

広島県農業会議第4回常任会議員会議議事録

1. 開催日時 平成21年7月17日(金) 午後1時30分から3時45分

2. 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3. 出席会議員(18人)

1番 渡辺眞作	2番 梶原安行	4番 林 武彦
5番 重光照久	6番 近廣多郎	7番 榎原勝正
8番 大元活男	9番 石田文雄	10番 中谷憲登
11番 中原輝雄	12番 福本正彦	13番 卜部百合子
14番 小泉俊雄	15番 高橋敬明	16番 山口泰治
17番 安井裕典	18番 滝口季彦	20番 西岡恒治

4. 欠席会議員(2人)

3番 佐々木信幸 19番 牛尾洋昭

5. 議 事

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6. 報告事項

(1)平成21年度広島県農業施策に関する提案に対する予算等措置状況

(2)平成21年度農地パトロールの実施について

7. 情報交換

JAグループの地産地消推進の取り組みについて

広島県農業協同組合中央会 理事 坂本和博 氏

8. 県及び市町農業委員会職員

県農業経営 主査 吉長光一郎
〃 主任専門員 長嶺 孝
〃 主任主事 平野 恵子
広島市農業委員会 主査 今村好司
呉市農業委員会 係長 上原二郎
三原市農業委員会 次長 北山静美
福山市農業委員会 次長 平田純雄
庄原市農業委員会 主任 岸 泰弘
東広島市農業委員会 係長 山本剛三
〃 主任 平沢成典
北広島町農業委員会 主任 下杉昌樹

9. 農業会議事務局職員

事務局長 木原政弘
次長 江上正一
主任 平山太郎

10. 議事内容

事務局	ただ今から、平成21年度第4回常任会議員会議を開会いたします。開会にあたり、会長が、御挨拶を申し上げます。
会長	(あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、これより会議に入ります。 事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。 会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。会長よろしく申し上げます。

議 長 それでは、私が議長を務めさせていただきます。
 本日の出席会議員数を報告いたします。
 常任会議員総数20人、うち本日の出席は18人です。
 出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会
議は成立いたします。
 議事録署名者を、私の方から指名いたします。
 7番●●会議員、13番●●会議員に、お願いいたします。よろしくお願いま
す。

議 長 これより審議に入ります
 今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説
明します。

事務局 (議案4ページから14ページで説明)

議 長 ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

 (発言なし)

議 長 それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にい
たします。

 関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

 それでは、三原市農業委員会からお願いします。

関係農 三原市農業委員会 (資料1、1ページの1番、2番について説明)

業委員 庄原市農業委員会 (資料1、3ページの1番について説明)

会 東広島市農業委員会 (資料1、4ページの2番について説明)

 北広島町農業委員会 (資料1、4ページの1番について説明)

議 長 以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、今月、諮問を受けております案件の中から、農地法4条の規定に基づき、三原市農業委員会から諮問のあった案件の中から、先ほど三原市農業委員会より説明のありました一時転用案件について、●●常任会議員と、世羅町の●●会議員の2人に、7月8日、地元農業委員会長及び事務局立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。

その調査報告を、●●常任会議員さんからお願いいたします。

●●
会議員

(資料4、1ページにて報告)

失礼します。先ほぼ三原市より説明がありましており、●●氏の農地につきまして、現地調査を行いましたので報告いたします。調査員としまして●●農業委員会会長、私が参加いたしました。立会人として●●三原市農業委員会会長、●●農業委員、三原市農業委員会事務局職員、広島県農業会議職員の立会をいただきました。調査案件につきましては、農地の一時転用をしようとする案件でございました。所在地は三原市●●町、地目は田1筆、面積は1769㎡、利用状況は水田として利用されておりました1種農地でございます。申請人は●●氏で、転用計画としましては、一時転用しまして農地改良をするということございまして、この農地改良に伴う一時転用の妥当性について調査をいたしました。現地にて三原市農業委員会より経過説明を受け、現地調査を実施しました。

調査結果ですが、申請地の状況は、三原市役所本郷支所から北へ7kmに位置し、県道本郷久井線に沿って流れております仏通寺川に隣接する三方を農地、河川、山林に囲まれ、平成5年から平成9年にかけて実施されました団体営ほ場整備事業で整備された農振農用地区域内の第1種農地でございます。

一時転用する理由ですが、申請地はほ場整備完了後、10年を経過し、山際の水路からの漏水や農地が、くぼんだ所にあり、排水が非常に悪いようで、耕作に大変苦勞されていたようでございます。

一時転用の妥当性ですが、排水処理として70cmの盛土をいたしまして、農地をかさ上げすることによって排水処理を可能にしていこうとするもので、周辺の農地の営農条件に支障が生じるおそれはないものと思われまます。転用期間は、許可後1年間ということで、妥当であろうと思われまます。

復元後の利用見込みですが、農地改良後は、畑として利用し、大豆や野菜等を作付けされる計画でございますので、本申請は妥当であろうと思われま

す。私の思いを若干加えさせていただきますと、申請地の南側に山を抱えている日当たりの悪い農地であり、将来は畑として利用される計画ではありますが、第1種農地でありますので、将来他の目的での転用がされないよう三原市農業委員会におかれましては、関係機関と協力されまして、営農活動を指導いただき、他の目的での転用がされないよう指導いただきますようお願いすることを付け加えさせていただきます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて40件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

●● 会議員 ちょっとお伺いします。今回の一時転用は畑作を目的とする農地改良であるということですが、水田としては利用できないのでしょうか。

●● 会議員 南側に山林を抱えており、水田としての利用には支障があるのではないかと思われました。

議長 他に、ご質問はございませんか。質問がないようですので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員 異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

関係農
業委員
会

三原市農業委員会（資料1、8ページの1番について説明）
福山市農業委員会（資料1、10ページの1番について説明）

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法5条の規定に基づき福山市農業委員会から諮問があり、先ほど福山市農業委員会より説明のありました転用案件について、●●常任議員、●●常任議員の2人に、7月8日、地元農業委員会長及び事務局立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。

その調査報告を、●●常任議員さんからお願いいたします。

●●
会議員

（資料4、3ページにて報告）

失礼いたします。●●氏によります5条の転用申請の現地調査を7月8日、午後より、福山市農業委員会の案内により現地を調査いたしました。調査員は、私と●●尾道市農業委員会会長さんです。立会人は●●福山市農業委員会会長さん、事務局職員、広島県農業会議職員です。調査案件としまして、福山市●●町の農地で登記地目は田、面積210㎡ですが、利用状況は畑でございます。

農地区分は第1種農地。譲り渡し人の●●さんの長男の●●さんが住宅を建築するため、転用申請をされたものです。

調査結果ですが、申請地はJR松永駅より南へ約3kmに位置しておりまして、県道、水路そして2方を田に囲まれた市街化調整区域内にあります。昭和43年から46年度にかけて農業構造改善事業により実施された第1種農地であります。

転用理由は、先ほどの事務局説明のとおりでございます。親の住居の近くに住宅を建てて、農業の手伝いをしたいということでございます。

転用の妥当性でございますが、住宅化が進行している地域でございます。転用理由、土地の選定、転用計画とも農地法施行規則第5条の2第4号の第1種農地の不許可の例外に該当いたしておりまして、周辺農地に悪影響が生じるおそれはないと認められ、転用は妥当であろうと思われま。以上で報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて76件の諮問を受けております。これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長

ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員

異議なし

議 長

異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。それでは、続きまして報告事項に移ります。県及び農業委員会職員の方々には、お時間がございましたら引き続きお聞きいただければと思います。

なお、次回の常任会議員会議は8月18日火曜日の午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。

それでは、最初の報告事項といたしまして、「平成21年度広島県農業施策に関する提案に対する予算等措置状況」を、事務局から説明します。

事務局

(資料5にて説明)

議 長

ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議 長

それでは、続きまして、「平成21年度農地パトロールの実施について」を、事務

局から説明します。

事務局 (資料6にて説明)

議長 ただいまの説明につきまして、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 続きまして、情報交換に入ります。

今回の情報交換のテーマを「JAグループにおける地産地消推進活動」について、広島県農業協同組合中央会 ●●理事から、ご報告を行っていただくことにしております。報告をいただいた後、意見交換を行っていただきたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

●● (資料7にて説明)

理事

議長 ありがとうございます。

ただ今のご報告に対するご意見、ご質問がありましたらご発言ください。

(発言なし)

議長 本日はありがとうございました。

本日のお話を会議員各位の今後の活動のご参考としていただきたいと思います。そのほかに、各市町や関係機関からご紹介いただける活動などがございましたらお願いいたします。

(発言なし)

議長 多くのご発言をいただきありがとうございました。

それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 (次回テーマ「各市町における農地パトロールの実施について」について提案する)

議長 次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

(発言なし)

議長 質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

(発言なし)

議長 最後に、次回の常任会議員会議は、8月18日火曜日午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたしますので、ご出席についてよろしく申し上げます。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

会議員の方々には、大変ご苦労さまでした。

【終了】 15:45